

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 【住宅支援資金】のご案内

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる鳥取県内のひとり親家庭の親に対し、就労またはより所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などにつなげ、自立の促進を図ることを目的に、住宅の借り上げに必要となる資金の貸付を行います。貸付を受けてから1年以内に就職（またはより高い所得が見込まれる転職）し、1年間引き続き就業を継続した場合には、**貸付金の返還免除申請権が取得できます。**（返還免除の適用は申請権行使が必要）

貸付制度の主な内容

貸付対象者

- 児童扶養手当の支給を受けている、または同等水準であるひとり親家庭の親であり、「母子・父子自立支援プログラム」の策定を現に受けている方

貸付資金

◆住宅支援資金

原則12か月に限り、入居している家賃の実費（上限7万円）

▶ 不動産の家賃相当額（家賃、共益費、管理費）

- ・他制度による支援を受けている場合はその差額
- ・家賃外の諸経費（敷金、礼金、光熱水費等）は対象外

◆入学準備金・就職準備金については諸条件が異なりますので別のチラシをご覧ください

貸付利子と延滞利子

- 無利子
- なお、正当な理由が無く、期日までに貸付金の返還をしなかったときは、延滞利子の支払い義務が生じます。
（返還すべき日の翌日から返還の日までの期間日数に応じ、返還すべき額につき、借用時に作成した借用証書に定める年利率）

貸付方法

- 貸付決定後、借用書の提出を受け書類確認の後、指定口座に月決めで貸付金を振り込みます。
- 2回目以降は毎月の現況届及び就職活動記録の提出確認の上、振り込みます。

申込窓口

- 「母子・父子自立支援プログラム」の策定を申し込んだ市役所、福祉事務所等の窓口を通じて申込をしていただきます。
- 「母子・父子自立支援プログラム」の策定を行っていない市町村もありますので御注意ください

貸付金の返還免除

貸付を受けてから1年以内に「母子・父子自立支援プログラム」で定めた目標に合致した就職をし、1年間引き続き就業を継続した場合には**貸付金の返還免除申請権が取得できます。**（返還免除の適用は申請権行使が必要）

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会（担当：福祉振興部）

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 県立福祉人材研修センター内

TE：L0857-59-6344 FAX：0857-59-6340

E-mail fukushi@tottori-wel.or.jp URL <http://www.tottori-wel.or.jp>

※ 詳しくは、上記お問い合わせ先にご確認ください。